

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

平成26年3月13日(木) 17:30~18:29(59分間)

(開催場所)

釧路地方合同庁舎 5階会議室

(出席者)

当局側(釧路開発建設部)

石田 悅一(釧路開発建設部長)、安永 克博(釧路開発建設部次長)、

亀井 敏貴(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合釧路支部)

和泉 忍(執行委員長)、堰合 克彦(副執行委員長)、久保 賢次(書記長)、

高橋 伸彰(執行委員)、加藤 康徳(執行委員)、伊藤 恵美子(執行委員)

(議題)

【2014年統一要求関係】

1 当部における超過勤務の縮減について

2 当部職員の健康管理について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた事項について回答(別紙のとおり)

(要旨)

【議題1:当部における超過勤務の縮減について】

(職員団体) 今年度の超過勤務及び休日出勤の状況如何。

(当 局) 平成26年1月末までの状況は、超過勤務時間数については、前年度と比較して事務部門が若干増加、技術部門及び全体では増加している。

月60時間を超える超過勤務を行った職員数は、前年度と比較して増加している。

なお、休日出勤者数については、前年度と比較して減少している。

(職員団体) 当局として、どのような超過勤務縮減対策を講じていくのか。

(当 局) 各課所において、適正な業務配分や計画的な業務処理に努めるとともに、必要に応じたスタッフ間の応援体制の整備、外注化の活用などにより、超過勤務の縮減に努めていく考えである。

(職員団体) 超過勤務の多い職場においては、期限に余裕のない資料作成等の依頼が職員の負担となっているのではないか。

(当 局) 資料作成等の依頼については、依頼内容を必要最小限にするとともに、十分な時間的余裕を持って行うこととしており、引き続き徹底を図っていきたい。

(職員団体) 超過勤務を縮減するには、日々の業務の進捗状況を正確に把握する必要があると考えるが、課所長による業務の進行管理が十分に行われていないので

はないか。

(当 局) 超過勤務については、命令権者が、予算の範囲内で、業務遂行上の必要性や職員の健康状態等を勘案して命じているものであり、実態把握は正確に行われていると考えている。引き続き、きめ細かな業務の進行管理を行うよう、課所長に対し指導の徹底を図っていきたい。

【議題2：当部職員の健康管理について】

(職員団体) 長時間の超過勤務による職員の健康面への影響は大きいと考えるが、超過勤務に関する指針や臨時の健康診断の基準などについて、課所長に対する周知は十分に行っているのか。

(当 局) 課所長に対しては、会議等を通じて健康管理に関する教育や指導を行っているところであり、引き続き周知の徹底を図っていきたい。

※文責は釧路開発建設部当局（今後修正があり得る）

交渉議題に係る回答メモ (2014年統一要求)

平成26年3月13日

1. 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、課所長を指導していきたい。

2. 当部職員の健康管理について

健康管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成26年度の計画においては、昨年度に引き続き、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止及び心の健康づくりの4つを重点に取り組むこととしている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴いているところである。

なお、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用や課所長に対するメンタルヘルス教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、試し出勤の実施など、より一層健康管理医などと連携し、職場復帰の支援を行っていく考えである。